

告 示 第 32 号

令和 6年 7月26日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 枝元 昌一郎

渡り線その他分岐器更換事業に伴う軌道工事（その4）請負契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

渡り線その他分岐器更換事業に伴う軌道工事（その4）請負契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する工事名等

- (1) 工 事 名 渡り線その他分岐器更換事業に伴う軌道工事（その4）
- (2) 工事場所 鹿児島市宇宿三丁目
- (3) 完成期限 令和7年2月28日
- (4) 工事概要 渡り線分岐器更換 N=1組
工事延長L=80.8メートル

2 予定価格に110分の100を乗じて得た価格 落札決定後に公表

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る令和6年7月1日付けの登録通知書（以下「登録通知書」という。）の工事等種別に土木一式工事の記載があること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、土木工事業の許可を受け

てからの営業年数が5年以上であること。

- (4) 土木工事業につき特定建設業の許可を有していること。
- (5) 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社 トーニチコンサルタント鹿児島事務所 鹿児島市上本町15番10号）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本公告の日から入札参加申込期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (9) 専用軌道工事において、元請としての施工実績があること。
- (10)本公告の日現在において、監理技術者資格者証（土木）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

4 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、令和6年8月9日（金）午後5時15分まで（かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後8時まで）内に限る。）に、鹿児島市電子入札運用規約（平成20年2月18日制定。以下「運用規約」という。）第2条第1号に規定する電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争参加資格確認申請書画面において制限付き一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を添付し、交通事業管理者（以下「管理者」という。）に提出するとともに、次に掲げる書類（以下「申請関係書類」という。）を鹿児島市交通局経営課（以下「経営課」という。）に直接持参しなければならない。ただし、やむを得ない理由で電子入札システムを使用できない者又は運用規約第5条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、上記日時までに申込書を経営課に直接持参し、管理者に提出しなければならない。

なお、上記日時までに申請関係書類を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式あり）

イ 名称等調書（様式あり）

ウ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式あり）

エ 施工実績調書（様式あり）

オ 専任配置予定の技術者等調書（様式あり）

カ 登録通知書（写し）

(2) 受付期間

本公告の日から令和6年8月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 申請書等の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 申請書等の受付場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課財務係

(5) 提出部数 各1部

(6) その他

ア 申込書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申込書及び申請関係書類は、返却しない。

ウ 申込書及び申請関係書類の様式は、本局ホームページ（<https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができる。

エ 申込書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年8月14日（水）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その旨の通知を受けた日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に交通事業管理者に対して、当該理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2) の説明を求められたときは、令和6年8月23日（金）までに書面により回答する。

6 設計図書等の閲覧等及び質疑応答

(1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書（以下「設計図書等」という。）は、本公告の日から令和6年8月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、経営課において閲覧に供する。

なお、本局ホームページ（<https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）においては、本公告の日から令和6年8月27日（火）までの間、閲覧に供する。

(2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した書面を直接持参して行わなければならない。

ア 受付期間

本公告の日から令和6年8月5日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

ウ 受付場所

鹿児島市交通局経営課財務係

(3) (2)に対する回答は、令和6年8月27日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の間、経営課において閲覧に供する。なお、本局ホームページにおいては、令和6年8月27日(火)までの間、閲覧に供する。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札の方法

(1) 入札は、電子入札システムを使用した入札(以下「電子入札」という。)により行う。

ただし、やむを得ない理由により電子入札をすることができない場合には、運用規約第14条第1項の規定による紙入札により行う。この場合において、入札書は、10に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

(2) 電子入札の方法等については、この公告に定めるもののほか、運用規約によるものとする。

(3) 運用規約第5条の規定による電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、紙入札により行う。この場合において、入札書は、10に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、3回とする。

9 電子入札による入札期間

令和6年8月26日(月)午前8時30分から同月27日(火)午前10時まで(かごしま県市町村電子入札システムの運用時間(土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後

8時まで) 内に限る。)

1 0 紙入札による入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年8月27日(火) 午前10時
- (2) 場所 交通局経営課財務係

1 1 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。また、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に本局を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

1 2 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を電子入札システムにより、入札書画面において添付して提出すること。ただし、紙入札の場合は、入札書と同時に提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、別に定める様式により提出すること。なお、様式は、本局ホームページにおいて入手することができる。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。

1 3 最低制限価格

設定する。

1 4 調査基準価格及び失格基準価格

設定しない。

1 5 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 運用規約第5条第8項又は第8条第1項各号の規定に該当する場合の入札
 - イ 入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

- エ 工事費内訳書が提出されていない入札
- オ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- カ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- キ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- ク 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- ケ 明らかに連合によると認められる入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1.6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

1.7 入札又は開札の延期、中止

次のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を延期、中止することがある。この場合における損害は、入札参加者の負担とする。

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- (2) 入札参加者又はこれに関係する者が、共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (3) 工事の廃止又は変更その他必要があると認めるとき。

1.8 問い合わせ先

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課財務係

電話 099-257-2111（内線）254

FAX 099-258-6741